令和5年4月1日から 「広島市防災訓練補助金」が変わります

〜町内会単位の自主防災組織も補助対象になります/

学区防災訓練 最大15万円

【改正前】 参加人数×200円 単位防災訓練 最大5万円

資機材購入費経費として 5万円加算 (※5年に1回限り)

より多くの自主防災組織が防災訓練を実施し、充実した訓練が実施できるように、「広島市防災訓練補助金」を改正しました。

改正点①

小学校区自主防災会連合会 15万円

1組織当たり15万円を上限に補助します。

改正点②

町内会単位の自主防災組織も補助対象 5万円 資機材購入経費として5万円を加算

- ・1組織当たり5万円を上限に補助します。
- ・資機材を購入する場合は5万円を加算します。 (5年に1回限り)

改正点③

「防災意識啓発活動」も補助対象に

これまでの「避難訓練」「指定避難所運営訓練」「応急訓練」に加え、とんど祭りでの消火訓練、水害碑巡り等の「防災意識啓発活動」も補助対象になります。

【補助金申請に関するご相談】 各区役所地域起こし推進課まで

【防災訓練に関するご相談】

各区役所地域起こし推進課・各消防署警防課まで

【制度に関するお問合せ】

広島市危機管理室災害予防課

電話:082-504-2664

詳しくは裏面へ

地域における防災訓練の促進や、訓練内容の充実を図るため、 訓練で使用する物品等の購入等に伴う費用を補助します。

【対象団体】

- 小学校区自主防災会連合会
- 町内会単位の自主防災組織

【対象訓練】

上記団体が開催する以下の防災訓練

- 避難訓練
- 指定避難所運営訓練
- 応急訓練(消火訓練、救出訓練など)
- 防災意識啓発活動(とんど祭りでの消火訓練、水害碑巡りなど)

【補助金額】

- 〇小学校区自主防災会連合会
- 1組織当たり15万円を上限 または実支出額のどちらか低い額
- 〇町内会単位の自主防災組織
- ・1組織当たり5万円を上限
- ・資機材購入経費として5万円加算(5年に1回) いずれも実支出額のどちらか低い額
- ※補助金の交付は、1団体に対して1年度につき1回限りです。

【補助対象の例】

- わがまち防災マップの印刷費 (更新に併せて防災訓練を行う場合に限る)
- ・炊き出し訓練で使用する食材、飲料水
- 水害碑巡りで使用するバスの借上げ料
- ・防災訓練の実施や避難行動要支援者の避難支援等に必要な資機材 (拡声器、誘導灯、車椅子、リヤカーなど)

地域で行う防災訓練に、 避難行動要支援者の参加を 積極的に呼びかけましょう。

開催方法や対象経費について お困りごとがあれば、 各区役所地域起こし推進課へ お気軽にご相談ください。